



2021年5月21日

各 位

会 社 名 株式会社フェローテックホールディングス

代 表 者 名 代表取締役社長 賀 賢 漢
(J A S D A Q ・ コード 6 8 9 0)

問 合 せ 先 執行役員 IR 室長 佐 藤 昭 広
(0 3 - 3 2 8 1 - 8 1 8 6)

当社の持分法適用会社に対する訴訟の判決確定に関するお知らせ

2020年9月29日付「(開示事項の経過)当社中国子会社による控訴および控訴受理申し立てに関するお知らせ」にて公表しました通り、当社の持分法適用会社である杭州中欣晶圆半导体股份有限公司（以下、「FTHW」と言います。）が中華人民共和国杭州市中级人民法院において提起されておりました訴訟（以下、「本訴訟」と言います。）につきましては、2021年5月14日（現地時間）に二審の判決書を受領しました。これにより本訴訟の判決が確定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. FTHWの概要：2020年12月31日現在

(1) 名 称	杭州中欣晶圆半导体股份有限公司
(2) 所 在 地	中国浙江首杭州市钱塘新区大江东产业集聚区东路888号
(3) 代表者の役職・氏名	董事長 賀 賢漢
(4) 事 業 内 容	半導体ウエーハの製造、販売
(5) 資 本 金	39.3億人民幣元（約666億円） ※為替レート：1人民幣元=16.95円

2. 訴訟提起から本判決の確定に至るまでの経緯

FTHWの半導体大口径ウエーハ工場建設工事に関して、原告側の施工不良による追加工事費用の発生原因としたFTHWの一部工事代金の支払いを留保したことに対して、原告側が工事代金の残金支払いに関する訴訟を2019年4月11日に提起したものです。その後、2020年8月17日に工事代金34,096,997人民幣元（約578百万円）、当該工事代金に係る2018年5月20日から2019年8月19日迄の利息および当該訴訟の目的となっている工事鑑定費用100,000人民幣元（約1.7百万円）と本裁判費用212,285人民幣元（約3.6百万円）について、原告へ支払うことを命ずる一審判決が言い渡されておりましたが、FTHWは当該判決の内容を不服として控訴していたものです。今般、2021年5月14日にFTHWが第二審の判決書を受領したことにより判決が確定いたしました。今回の判決は、一審判決より約278.7万人民幣元（約47.2百万円）減額※となったことで、FTHW側の主張が一部受け入れられたものと判断しておりますが、FTHWとしては、本裁判に誤りがあるとして、再審請求を5月17日（現地時間）に行なっております。

※工事未払金の支払利息を除く。

3. 原告の概要

(1) 名 称	中国建築第八工程局有限公司
(2) 所 在 地	中華人民共和国上海市浦东新区世纪大道1568号
(3) 代表者の役職・氏名	董事長 黄克斯
(4) 事業内容	総合建設業
(5) 資本金	95億人民元（約1,610億円） ※為替レート：1人民元=16.95円

4. 本判決の内容：下線部分が変更となった判決部分

一審判決	二審判決（確定判決）
「被告は原告に <u>34,409,282元（約583百万円）</u> ＋利息を払うこと」 <内訳> ① 工事費用： <u>34,096,997元</u> ② 2019年5月20日から支払済みまでの利息 ③ 鑑定費用：100,000元 ④ 案件受理費用・訴訟保全申請費： <u>212,285元</u>	「被告は原告に <u>32,297,357元（約547百万円）</u> ＋利息を払うこと」 <内訳> ① 工事費用： <u>31,808,124元</u> ② 2019年5月20日から支払済みまでの利息 ③ 鑑定費用：100,000元 ④ 案件受理費用・訴訟保全申請費： <u>389,233元</u>

※為替レート：1人民元=16.95円

5. 今後の見通し

本訴訟の目的となっている工事代金は、2021年3月期第1四半期連結決算においてその他固定負債として見積もった金額の範囲内であったことに加えて、2021年3月期第3四半期末にFTHWが連結子会社から持分法適用関連会社へ異動したことにより、本判決の結果が今後の当社の連結業績に与える影響は軽微と考えておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上